## はじめに

当衛生公害研究所は、本市衛生環境行政に必要な試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の解析提供などの業務にあたっているところであり、平成18年度から、衛生動物部門を独立させ、より市民に身近な衛生害虫の検査、相談機能を強化し、京都市内で初めて見つかったセアカコケグモへの対応、「衛生動物だより」の発行等を行ったところであります。さらに地域及び広域における科学的、技術的中核機関として公衆衛生の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

しかし、この1年間にも、地方衛生公害研究所を取りまく状況は大きく変わりつつあり、感染症や生物、化学テロといった健康危機が発生した際の検査体制強化を目指し、研究所間の試験検査の実施や資器材の提供など「健康危機発生時における近畿2府7県地方衛生研究所の協力に関する協定書」が18年8月に締結されたところであります。

また,全ての食品を対象とした「食品に残留する農薬等のポジティブリスト制度」が18年5月に施行され, これまで残留基準が設定されていなかった食品についても見直され,残留基準の数が大幅に増加されたところで あり,多成分一斉分析法を用いて,効率的で精度の高い検査を行うべく,検査方法の見直しに取り組んでいると ころであります。

さらに,本市では18年11月にフィリピンで犬に咬まれた60代の男性が,狂犬病により死亡する事例がありました。また,感染性胃腸炎(医療機関や社会福祉施設でノロウイルスによる集団発生)が年末に多発し,カキの風評被害も問題となったところであります。

近年,交通網の発達により,感染症が容易に国境を越えることがありますので,世界的な観光都市である本市においても注意が必要であり,迅速,正確な病原体検査体制,情報の発信を心掛けているところであります。

今後,さらに対象業務の拡大,技術の高度化,情報処理の迅速化などが一層進行するものと予想されますが, 当衛生公害研究所は,このような新しい情勢にも柔軟にすばやく,また存分に対応していきたいと考えております。

ここに平成18年度の業務実績と調査研究の結果を年報第73号としてまとめましたので,関係各位にお届け致します。ご高覧頂き,ご高見を賜れば幸いに存じます。

今後とも,関係各位の一層のご指導をお願い致します。

平成 19 年 12 月

京都市衛生公害研究所長 大 槻 幸 廣